証券コード7621
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都八王子市南浅川町3426番地
株式会社　うかい
代表取締役社長　大工原　正　伸

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月23日（火曜日）　午前10時

２．場　　所　東京都八王子市旭町14番１号
京王プラザホテル八王子　５階「翔王」

３．目的事項

報告事項　第33期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役３名選任の件

第４号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ukai.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会決議の結果は、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度のわが国の経済は、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動などにより個人消費に弱さが見られるものの、政府の景気対策の効果などを背景に企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

外食産業におきましては、景気回復に伴う個人消費の盛り上がりへの期待感は高かったものの、消費増税や物価上昇に所得の伸びが追いつかず、生活防衛意識や節約志向が継続しており、当社を取り巻く環境も不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境のなか、当社では創業50周年を迎えた当事業年度、店舗理念である「100年続く店づくり」の折り返しの年として、これから先の50年を見据え、改めて創業からの基本理念「利は人の喜びの陰にあり」に込められている想いを全従業員で共有し、お客様に新しい感動と喜びを味わっていただける店づくりの追求を図ってまいりました。

具体的には『人にやさしい店づくり～既存店の研鑽～』『うかいの余韻をご家庭に～新商品開発～』『商圏10,000キロ～新市場開拓～』の３つの成長方針に沿って、収益性・成長性にこだわり、中長期への成長を推進していくため、さまざまな施策を進めてまいりました。

平成26年４月には、当社において４年振りとなる新店「銀座kappou ukai」を東京都中央区銀座に出店いたしました。ご来店いただいた多くのお客様からご支持をいただき、売上高も堅調に推移いたしました。

また平成26年９月には、平成28年に台湾高雄市にオープン予定のＦＩＨリージェントグループホテル「高雄晶英酒店」内での業務提携による海外初出店の足掛かりとして、ブランド認知度を向上させるべく、台北晶華酒店にて「オールうかいフェア」を開催し、新店の大きなＰＲとなりました。

その結果、当事業年度の売上高は、12,234百万円（前事業年度比1.7％増）となりました。利益面につきましては、新店出店による人件費の増加に加え、創業50周年記念事業による費用の発生等により、営業利益は256百万円（前事業年度比33.1％減）、また保険の中途解約に伴う損失の計上により、経常利益は187百万円（前事業年度比42.8％減）、当期純利益は28百万円（前事業年度比89.2％減）となりました。

② 当事業年度の業績全般

	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	1株当たり当期純利益 (円)
平成26年3月期	12,024	327	261	55.45
平成27年3月期	12,234	187	28	5.48
成長率	1.7%	△42.8%	△89.2%	△90.1%

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりであります。

〔飲食事業〕

飲食事業では、お客様に店舗でのひとときを喜んでいただけるよう、それぞれの店がもつ独自の魅力を活かしたイベントや新しいメニューを積極的に提案し、来店機会の創出に努めてまいりました。しかしながら、夏場の天候不順の影響や消費増税に伴う消費マインドの減退により客足が伸び悩み、既存店においては厳しい環境となりました。一方で、一昨年度より注力している「アトリエうかい」の製菓販売においては、店頭販売と共に期間限定で他企業とのコラボレーションによる販売を実施し、売上に貢献したほか、新店の「銀座kappou ukai」も寄与したことにより、売上高11,059百万円（前事業年度比2.1％増）となりました。

〔文化事業〕

文化事業では、箱根ガラスの森において、当社の創業50周年記念企画として、特別企画展「―華麗なるヴェネチアン・グラス―祝宴の器展」（平成26年４月～11月）と「リヴィオセグーゾ展―光の詩・ヴェネチア現代彫刻の巨匠―」（平成26年７月～平成27年３月）を開催し、多くのお客様にご来館いただけるようプロモーションの徹底を図ってまいりましたが、天候不順や来館者の多い紅葉の見頃の時期に自然災害に対する風評被害の影響もあり、来館者数は前事業年度より減少し、売上高1,175百万円（前事業年度比1.8％減）となりました。

（事業部別販売実績）

（単位：千円）

区分			金額	前期比	構成比
飲食事業	和食事業	うかい鳥山	1,327,865	101.2%	10.9%
		うかい竹亭	522,279	102.3	4.3
		とうふ屋うかい大和田店	596,332	98.0	4.9
		とうふ屋うかい鷺沼店	678,734	99.4	5.5
		東京芝とうふ屋うかい	2,452,350	99.5	20.0
		銀座ｋａｐｐｏｕ ｕｋａｉ	200,492	－	1.6
		計	5,778,055	103.6	47.2
	洋食事業	八王子うかい亭	806,806	100.0	6.6
		横浜うかい亭	1,119,925	96.3	9.2
		銀座うかい亭	1,169,127	100.7	9.6
		あざみ野うかい亭	746,737	95.7	6.1
		表参道うかい亭	1,026,544	99.9	8.4
		グリルうかい丸の内店	304,577	97.5	2.5
		計	5,173,718	98.5	42.3
	製菓事業	アトリエうかい	107,501	－	0.9
		計	107,501	－	0.9
	小計		11,059,274	102.1	90.4
文化事業		箱根ガラスの森	1,175,068	98.2	9.6
		小計	1,175,068	98.2	9.6
合計			12,234,343	101.7	100.0

③　設備投資の状況

当社は、飲食事業・文化事業のブランド価値の更なる向上と競争力強化を図るため、計画的に設備投資を実施し、各店の設備の改善・充実をしております。

当事業年度の設備投資額は、総額329百万円でありました。主なものは、平成27年４月に開設いたしました「アトリエうかい 八王子工房」の設備の一部66百万円と基幹システムの構築71百万円、その他既存店に対するリニューアル工事費用であります。

重要な設備の売却はありません。

④　資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第30期 (平成24年３月期)	第31期 (平成25年３月期)	第32期 (平成26年３月期)	第33期 (平成27年３月期)
売上高（千円）	11,622,741	11,687,244	12,024,711	12,234,343
経常利益（千円）	471,002	212,751	327,278	187,088
当期純利益（千円）	312,814	171,181	261,623	28,199
１株当たり当期純利益（円）	63.53	34.74	55.45	5.48
総資産（千円）	12,134,284	11,874,650	11,532,310	11,421,951
純資産（千円）	3,886,870	4,033,389	4,787,777	4,799,504
１株当たり純資産額（円）	782.39	809.98	925.47	925.25

（注）1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 第31期（平成25年３月期）より、１株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数につきましては、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」が所有する当社株式の数を控除しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は少子高齢化の問題や食の安全安心への関心の高まり等、非常に厳しい状況にあります。市場規模は横ばい若しくは縮小傾向にある中で、顧客ニーズは多様化し、企業間の競争は更に激しくなることが予想されます。このような環境の中、当社は、お客様に選択していただけるような存在価値を常に発揮し続けることに、我々の真の成長はあると考えております。

当社は平成26年12月に創業50周年を迎えました。創業以来、大切に守ってきた基本理念「利は人の喜びの陰にあり」、経営精神「当社にかかわる全ての人々を大切にし、そしてその全ての人々により大切にされる企業でありたい」、店舗理念「100年続く店づくり」に込められた想いを未来にしっかりと繋ぎ、更なる成長を図るために、具体的に以下の課題を掲げ、企業価値向上に邁進してまいります。

① 既存店の研鑽　～何度でも足を運んでいただける店づくり～

当社は、店舗理念「100年続く店づくり」を掲げ、「お客様に喜びや感動を味わっていただきたい」という想いのもと、出店した一つひとつの店舗を大切に育ててまいりました。この既存店の安定的な成長とブランドの浸透が当社のこれまでの50年を支えており、今後の成長、企業価値の向上を目指す上で最重要であると考え、更に促進させてまいります。

当社の店づくりにおいて根幹となる３つの要素、「物語のある空間」「最高の料理」「おもてなしの心」をぶらすことなく深化させ、また時代に合わせお客様が心からの感動の時間を味わえる店へ進化させてまいります。

その具体的な施策として、様々な方がストレスなく当社の店舗をご利用いただけるよう、施設の充実や新たな世界観を演出する部屋の改修等を積極的に進め、お客様へ極上のひとときをご提供すべく、食空間のより良い環境づくりを継続してまいります。

また、当社の店舗の強みの一つである季節のメニューやイベントは、お客様によりお楽しみいただけるよう更に魅力のあるものに洗練させ、当社でしかできないオンリーワンの新しい企画や料理の研究・開発も進めてまいります。

そして、なにより人の温もりが感じられる「おもてなし」があってこそ、当社の店舗の価値はあるものだと考えており、うかいの文化を継承する人材の育成と確保を重要課題とし、徹底した会社の理念の継承や研修制度の拡充に注力してまいります。

② 新たな魅力の創造 ～様々なシーンでご利用いただくために～

「利は人の喜びの陰にあり」という想いのもと、当社の更なる成長を図る上でお客様一人ひとりとより関係性を深め、様々なシーンで当社をご利用いただけるよう、新たな事業や業態の構築にも注力してまいります。

その一つとして、レストランの余韻を感じ、日常的にうかいの味を楽しんでいただくことを目的に、お土産品の強化・充実を進めております。

平成24年11月にレストランとお客様、そしてお客様とその大切な方とをつなぐお菓子工房としてはじまった「アトリエうかい」は、平成25年７月に工房の一部にうかいグループ初の洋菓子店をオープンさせ、平成26年２月に製菓事業部として事業化し、レストランの枠を超えた新しい魅力として成長してまいりました。そして平成27年４月には更なる成長を促進させるため、新たに「アトリエうかい 八王子工房」を新設し、販路拡大も視野に、生産能力の拡大、新商品の開発に取り組み、和食・洋食・文化に次ぐ新たな事業の柱とするべく、事業展開の拡大を加速させてまいります。

また、とうふ屋うかいのギフトとして行っておりました通販サイトは、平成26年７月より装いを新たに「うかいギフト」としてリニューアルオープンし、うかいの伝統と心のこもった新商品の販売を始め、多くのお客様にご利用いただいております。今後も当社の名物となる商品の開発を推し進め、商品の充実を図ってまいります。

更には、既存ブランドの希薄化を防ぐためにも、既存業態から派生した要素を持ち、うかいの新たな魅力を広げ当社のブランド力向上に貢献する新規出店を考えてまいります。その先駆けとして平成26年４月にオープンした新店「銀座kappou ukai」は、当社が考える新しいスタイルの割烹料理の店舗です。まずはこの店舗を新たな業態の柱としてしっかりと育ててまいります。

今後もお客様に新たな付加価値を提供できるよう、新規事業や業態を検討し、当社の成長と企業価値の向上を目指してまいります。

③　商圏の拡大　～新しいフィールドへの展開～

昨年度、年間訪日外客数は1,500万人を突破し、海外から日本を訪れる観光客数は年々増加しております。今後も国の観光客誘致政策や東京オリンピック開催等もあり、訪日外客数は増加することが期待されます。

このような中、当社は日本国内で懸念されている少子高齢化による市場縮小を想定し、新たな商圏の開拓として海外から日本を訪れる観光客への誘致施策が必要不可欠であると考えております。

平成25年12月に「和食」がユネスコ無形文化遺産へ登録され、改めて海外から日本の伝統的な食文化が高く評価されている中、独自の世界観をつくる「物語のある空間」「最高の料理」「おもてなしの心」が融合した当社の店舗は、日本の食文化の一つの形として世界に誇れるものだと自負しております。「商圏10,000キロ」をスローガンに店舗の魅力を磨き、海外から当店にわざわざ訪れたくなるようなブランドの構築に注力してまいります。まずは東アジアを中心に情報の発信体制や英語・中国語・ハングル語での対応等、店舗にご来店いただいた際の満足度を高める環境づくりなどを積極的に進めてまいります。

また、平成28年12月には御盟晶英酒店股份有限公司（ホテル業、本社：台湾高雄市）が建設しているＦＩＨリージェントグループのホテル「高雄晶英酒店」内のレストラン運営への協力による海外初出店が決定しております。平成26年12月には、店舗名を「UKAITEI kaohsiung」とすることが決まり、現在オープンに向け、魅力的な店づくりを進めております。今回の運営協力という形は、当社にとって新たな出店形態であり、可能性を秘めた店舗として非常に期待しております。

今後、この事業を発展させ、他社とのコラボレーションや新しい地域への展開なども模索してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

① 飲食事業
飲食店及び製菓工房兼販売店の経営

② 文化事業
文化事業（美術館）の運営

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

本社	東京都八王子市
うかい鳥山	東京都八王子市
うかい竹亭	東京都八王子市
とうふ屋うかい大和田店	東京都八王子市
とうふ屋うかい鷺沼店	神奈川県川崎市宮前区
東京芝とうふ屋うかい	東京都港区芝公園
銀座kappou ukai	東京都中央区銀座
八王子うかい亭	東京都八王子市
横浜うかい亭	神奈川県大和市
銀座うかい亭	東京都中央区銀座
あざみ野うかい亭	神奈川県横浜市青葉区
表参道うかい亭	東京都渋谷区神宮前
グリルうかい丸の内店	東京都千代田区丸の内
アトリエうかい	神奈川県横浜市青葉区
箱根ガラスの森	神奈川県足柄下郡箱根町

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

当社の使用人の状況

事業区分	使用人数
飲食事業	459（331）名
文化事業	62（ 18）名
全社（共通）	57（ 4）名
合計	578（353）名

（注）1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
578（353）名	35.3歳	7.1年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三井住友銀行	818,769
株式会社みずほ銀行	683,538
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	608,538
株式会社山梨中央銀行	608,538
株式会社群馬銀行	473,307
株式会社商工組合中央金庫	473,307
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	90,000

（注）1. 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社以外の借入先からの借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関６行によるシンジケートローンの残高3,516,000千円が含まれております。
2. 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの借入額は、従業員インセンティブ・プラン導入のために設定された「従業員持株ＥＳＯＰ信託」が当社株式を取得するための原資として借入れを行っております。「従業員ＥＳＯＰ信託」は会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、上記に記載しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　18,240,000株
② 発行済株式の総数　5,229,940株
③ 株主数　2,619名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
うかい商事株式会社	765	14.63
鵜飼正紀	550	10.52
株式会社青山財産ネットワークス	400	7.65
京王電鉄株式会社	300	5.74
キッコーマン株式会社	250	4.78
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	148	2.85
鵜飼早苗	107	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口・75541口）	79	1.51
松井隆	75	1.44
株式会社群馬銀行	72	1.38

（注）1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式973株を保有しております。自己株式には、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ＥＳＯＰ信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口・75541口）所有の当社株式79千株を含んでおりません。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成27年３月31日現在)

発行決議日	平成19年６月28日
新株予約権の数	185個
目的となる株式の数	18,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権１個当たり　100円 (１株当たり　1円)
権利行使期間	平成19年７月23日から 平成49年７月19日まで
行使の条件	①新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただしこの場合、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限る。）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から３ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
役員（取締役）の保有状況	4名（185個）

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	鵜飼正紀	
代表取締役社長	大工原正伸	
常務取締役	紺野俊也	営業本部長
常務取締役	峰尾亨	管理本部長
取締役	岩田正崔	文化事業部長・箱根ガラスの森館長
取締役	瀧澤征男	相談役
常勤監査役	久保田勇一	
監査役	鎌田稔	
監査役	西牧良悦	株式会社昭和システムエンジニアリング　社外監査役
監査役	笠原静夫	弁護士

（注）1. 監査役鎌田稔氏、西牧良悦氏及び笠原静夫氏は、社外監査役であります。
2. 監査役西牧良悦氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異動年月日
紺野俊也	常務取締役営業本部長 兼営業戦略室長	常務取締役営業本部長	平成26年５月19日
	常務取締役営業本部長	常務取締役営業本部長 兼営業戦略室長	平成26年11月７日
峰尾亨	常務取締役管理本部長	常務取締役	平成26年５月19日

② 当事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	潮一生		平成26年６月24日

（注）潮一生氏は、平成26年６月24日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

③ 独立役員に関する事項

当社は、監査役鎌田稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	7名 (－名)	187,178千円 (－千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	16,202千円 (7,200千円)
合　　計 (うち社外役員)	11名 (3名)	203,380千円 (7,200千円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年２月22日開催の臨時株主総会において年額３億80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、配分額に関しては代表取締役に一任しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成３年10月５日開催の第９回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいており、配分額に関しては監査役会に一任しております。
3. 当事業年度末現在の人数は、取締役６名、監査役４名（うち社外監査役３名）であります。上記の支給人数と相違しているのは、平成26年６月24日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでいるためであります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役西牧良悦氏は、株式会社昭和システムエンジニアリングの社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	当社での主な活動状況
社外監査役	鎌　田　　稔	当事業年度において開催された取締役会６回中６回に出席し、監査役会６回中６回に出席いたしました。取締役会において疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べています。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	西　牧　良　悦	当事業年度において開催された取締役会６回中３回に出席し、監査役会６回中３回に出席いたしました。税理士として専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	笠　原　静　夫	当事業年度において開催された取締役会６回中６回に出席し、監査役会６回中５回に出席いたしました。弁護士として専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

ホ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、これは当社の企業理念や事業内容等をご理解いただき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から当社の経営全般に助言を頂戴することができる適任者の選定に時間を要したためです。

しかしながら今般、適任者の選定に至り、本年定時株主総会で社外取締役１名の選任議案を上程しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　あらた監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、現在６名で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定時及び臨時を含め原則として３ヶ月に１回開催する。

・取締役会は、予算管理規程に基づき、経営方針を踏まえた経営計画を定め達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく本社及び事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施する。また、中期事業計画を策定し、これに基づく事業分野ごとの業績目標、予算を設定する。さらに、その達成に向けて各担当取締役に職務を遂行させ、その結果を管理、評価する。

・常務会は、常務会規程に基づき毎月開催し、取締役会の招集及び提出議案に関する事項を付議する。

・営業戦略会議は、これを原則３ヶ月に１回開催し、経営幹部が経営課題を討論することにより問題意識及び経営判断情報を共有する組織体とする。

・組織、職制、指揮命令系統、業務分掌規程に従った会社組織を制定し、職務権限規程に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。

・内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。当該文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。

・文書管理規程、機密管理規程及び情報セキュリティ基本規程を定め、情報の保存及び管理に関する基本的事項を明確にする。

・基幹システムをはじめとするＩＴ（情報技術）環境の適切な整備、業務プロセスのＩＴ化を通じて、ＩＴの適切な管理、統制を実現することにより、経営に必要な情報を保存及び管理する体制を構築する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程等のリスクに関連する諸規程を定め、危機管理に関する基本的事項を明確にする。
・経営戦略上のリスクについては必要に応じ取締役会で審議し、リスクの最小化を図る。
・業務運営上のリスクについては、リスク管理委員会を設置し、専門部会として食品衛生分科会、労務・安全衛生分科会、コンプライアンス分科会、防災分科会の４つの分科会を設置する。各分科会で審議し管理部が統括することにより、リスクの予防及び抑制を図り、リスクが発生した場合の危機管理を行う体制とする。
・各事業所において発生したリスクの低減、再発防止に取り組み、必要に応じて取締役会での審議及び検討を行う。
・内部監査室は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

④　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため経営理念、企業倫理規程を定め、会社全体として適用される行動規範を定める。
・リスク管理規程、コンプライアンスマニュアルを定め、法令及び定款への遵守に関する基本的事項を明確にする。
・法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンス分科会を設置し、担当役員は取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るための必要な諸活動を推進し、管理する。
・内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査機能の充実のために、監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事異動及び人事評価においては監査役会の同意を得ることとして、独立性の確保を図る。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、法定事項の他、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査室の活動概要、内部統制に関する活動概要の状況を監査役に報告する。
・監査役と代表取締役、取締役との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。また、代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令及び定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役及び監査役会に報告する。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は内部監査室及び会計監査人との十分な連携を図る。監査役及び監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握するための営業戦略会議等の重要会議に出席する。
・監査役は、取締役会による会計監査人の選任について同意したうえで、かかる会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

⑧　財務報告の信頼性を確保するための体制

・経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」を定め、財務報告の信頼性を確保する。
・仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で臨むことを「企業倫理規程」に定め、関係排除に取り組む。
・反社会的勢力に対しては、業界、地域社会と協力し、また、警察、顧問弁護士等の関係機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,718,227**	**流動負債**	**2,492,384**
現金及び預金	639,521	買掛金	297,918
売掛金	399,431	１年内返済予定の長期借入金	644,500
商品及び製品	211,692	リース債務	37,240
原材料及び貯蔵品	243,521	未払金	242,934
前払費用	123,959	未払費用	263,858
繰延税金資産	77,356	未払法人税等	33,209
その他	23,002	未払消費税等	204,174
貸倒引当金	△258	前受金	81,019
固定資産	**9,703,723**	預り金	61,305
有形固定資産	**8,196,753**	賞与引当金	97,468
建物	3,951,466	その他	528,756
構築物	446,325	**固定負債**	**4,130,063**
車両運搬具	2,008	長期借入金	3,111,500
器具及び備品	201,462	リース債務	67,768
土地	2,404,633	退職給付引当金	819,099
リース資産	41,461	資産除去債務	126,425
建設仮勘定	66,820	その他	5,269
美術骨董品	1,082,574	**負債合計**	**6,622,447**
無形固定資産	**139,939**	**純資産の部**	
借地権	13,775	**株主資本**	**4,747,860**
ソフトウエア	51,788	**資本金**	**1,291,007**
電話加入権	3,123	**資本剰余金**	**2,041,438**
リース資産	70,529	資本準備金	1,836,412
水道施設利用権	722	その他資本剰余金	205,025
投資その他の資産	**1,367,031**	**利益剰余金**	**1,568,317**
投資有価証券	47,060	利益準備金	64,400
出資金	250	その他利益剰余金	1,503,917
長期前払費用	52,527	別途積立金	900,000
繰延税金資産	248,234	繰越利益剰余金	603,917
敷金及び保証金	1,013,769	**自己株式**	**△152,903**
その他	5,190	**評価・換算差額等**	**16,953**
		その他有価証券評価差額金	16,953
		新株予約権	**34,691**
		純資産合計	**4,799,504**
資産合計	**11,421,951**	**負債及び純資産合計**	**11,421,951**

損 益 計 算 書

（平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,234,343**
売上原価		**5,668,907**
売上総利益		**6,565,435**
販売費及び一般管理費		**6,308,597**
営業利益		**256,837**
営業外収益		
受取利息	5,099	
その他	24,221	**29,320**
営業外費用		
支払利息	51,316	
その他	47,753	**99,069**
経常利益		**187,088**
特別利益		
固定資産売却益	279	**279**
特別損失		
固定資産除却損	10,645	**10,645**
税引前当期純利益		**176,723**
法人税、住民税及び事業税	40,861	
法人税等調整額	107,662	**148,523**
当期純利益		**28,199**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
平成26年４月１日残高	**1,291,007**	**1,836,412**	**200,815**	**2,037,227**	**64,400**	**900,000**	**629,349**
会計方針の変更による累積的影響額							13,134
会計方針の変更を反映した当期首残高	**1,291,007**	**1,836,412**	**200,815**	**2,037,227**	**64,400**	**900,000**	**642,484**
当期変動額							
剰余金の配当							△66,766
当期純利益							28,199
自己株式の処分			4,210	4,210			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	**-**	**-**	**4,210**	**4,210**	**-**	**-**	**△38,566**
平成27年３月31日残高	**1,291,007**	**1,836,412**	**205,025**	**2,041,438**	**64,400**	**900,000**	**603,917**

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
平成26年４月１日残高	**1,593,749**	**△179,412**	**4,742,572**	**10,514**	**10,514**	**34,691**	**4,787,777**
会計方針の変更による累積的影響額	13,134		13,134				13,134
会計方針の変更を反映した当期首残高	**1,606,884**	**△179,412**	**4,755,706**	**10,514**	**10,514**	**34,691**	**4,800,912**
当期変動額							
剰余金の配当	△66,766		△66,766				△66,766
当期純利益	28,199		28,199				28,199
自己株式の処分		26,509	30,720				30,720
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				6,438	6,438		6,438
当期変動額合計	**△38,566**	**26,509**	**△7,846**	**6,438**	**6,438**	**-**	**△1,407**
平成27年３月31日残高	**1,568,317**	**△152,903**	**4,747,860**	**16,953**	**16,953**	**34,691**	**4,799,504**

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・飲食事業　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・文化事業　移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・本社及び飲食事業　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

・文化事業　定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

イ．借地権　存続期間を償却年数とする定額法

ロ．自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用　定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時に費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（10.5年）による定額法により費用処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が20,408千円減少し、繰越利益剰余金が13,134千円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用しております。

なお、現在導入している制度は、当事業年度の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。

【表示方法の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

該当事項はありません。

【誤謬の訂正に関する注記】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

建物	2,576,913千円
土地	2,397,100千円
計	4,974,013千円

上記の資産を長期借入金3,516,000千円（一年以内返済予定長期借入金586,000千円を含む）の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　8,188,206千円
3. 当社は、安定的かつ効率的な資金調達を行うため取引銀行７行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,200,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	1,200,000千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,229,940株	―株	―株	5,229,940株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	94,073株	―株	13,900株	80,173株

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の減少13,900株は、従業員持株ＥＳＯＰ信託から従業員持株会への売却による減少であります。
2. 自己株式の数は、ＥＳＯＰ信託口の導入に伴い設定した従業員持株会信託（日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口・75541口））が所有する当社株式を含めて記載しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額等

平成26年６月24日開催の第32回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　66,766千円
・１株当たり配当額　13円
・基準日　　平成26年３月31日
・効力発生日　　平成26年６月25日

（注）平成26年６月24日開催の定時株主総会での配当金の総額には、ＥＳＯＰ信託口に対する配当金1,210千円を含めておりません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるものは、定時株主総会において次のとおり付議いたします。

平成27年６月23日開催予定の第33回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　77,246千円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　15円
・基準日　　平成27年３月31日
・効力発生日　　平成27年６月24日

（注）平成27年６月23日開催予定の定時株主総会での配当金の総額には、ＥＳＯＰ信託口に対する配当金1,188千円を含めておりません。

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
平成19年新株予約権	普通株式	18,500株	―株	―株	18,500株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(千円)
繰延税金資産	
賞与引当金	32,262
退職給付引当金	265,201
新株予約権	11,219
借地権	15,111
繰越欠損金	18,705
資産除去債務	40,886
その他	40,413
繰延税金資産小計	423,797
評価性引当額	△75,105
繰延税金資産合計	348,692
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,104
資産除去債務	△14,998
繰延税金負債合計	△23,102
繰延税金資産（負債）の純額	325,590

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、これに伴い当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.64％から平成27年４月1日に開始する事業年度から平成28年３月31日までの期間に解消が見込まれる一時差異については33.10％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については32.34％に変更されております。

この税率の変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が32,232千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が32,232千円増加しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、新規出店や既存店舗の改装等の設備投資計画及び安定した手元資金を確保するための資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しております。

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

預り保証金は、売掛金、賃貸借契約に関わる敷金及び保証金の返還保証に伴う証拠金であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で６年であります。主に変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれません。（(注２）参照)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額（＊１）	時　価 （＊１）	差　額
(1) 現金及び預金	639,521	639,521	－
(2) 売掛金	399,431	399,431	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	42,060	42,060	－
(4) 敷金及び保証金	1,013,769	867,417	△146,351
(5) 買掛金	(297,918)	(297,918)	－
(6) 未払金	(242,934)	(242,934)	－
(7) 未払費用	(263,858)	(263,858)	－
(8) 未払法人税等	(33,209)	(33,209)	－
(9) その他			
預り保証金	(503,952)	(503,952)	－
(10) 長期借入金（＊２）	(3,756,000)	(3,755,829)	△171

（＊１）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。
（＊２）１年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

（4）敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（5）買掛金、（6）未払金、（7）未払費用、（8）未払法人税等、（9）その他

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（10）長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	5,000

非上場株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

該当事項はありません。

【持分法損益等に関する注記】

該当事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

該当事項はありません。

【１株当たり情報に関する注記】

1. １株当たり純資産額	925円25銭
2. １株当たり当期純利益	5円48銭

（注）１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期末発行済株式総数及び期中平均発行済株式数について、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」が所有する当社株式の数を控除しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記事項】

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成27年３月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて、20年から40年と見積り、割引率は1.7%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	123,678千円
時の経過による調整額	2,747
期末残高	126,425

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当社が「うかい社員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は設定後５年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費賃借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

2. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

(1) 信託における帳簿価額

前事業年度134,436千円、当事業年度114,364千円

(2) 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か

信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

(3) 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数　前事業年度93千株、当事業年度79千株

期中平均株式数　前事業年度102千株、当事業年度86千株

(4) (3) の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か

期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株 式 会 社 う か い
取 締 役 会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山 本 昌 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社うかいの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月19日

株式会社 うかい　監査役会

常勤監査役　久保田　勇一　㊞

監査役（社外監査役）　鎌田　稔　㊞

監査役（社外監査役）　西牧良悦　㊞

監査役（社外監査役）　笠原静夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、財務基盤の健全性の確保と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、株主の皆様に適正に利益還元することを基本方針としております。

第33期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金総額は、78,434,505円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年６月24日といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。
(1)　料理、飲食店の経営	(1)　料理、飲食店の経営
(2)　旅館業	(2)　旅館業
(3)　食料品の仕入れおよび販売	(3)　食料品の仕入れおよび販売
(4)　不動産の賃貸および管理	(4)　不動産の賃貸および管理
(5)　絵画および美術工芸品の輸出入販売	(5)　絵画および美術工芸品の輸出入販売
(6)　美術館の経営および美術工芸品の展示場の企画運営	(6)　美術館の経営および美術工芸品の展示場の企画運営
(7)　宝石、時計、貴金属製品、皮革製品および装身具の輸出入販売	(7)　宝石、時計、貴金属製品、皮革製品および装身具の輸出入販売
(8)　損害保険の代理店業務	(8)　損害保険の代理店業務
(9)　生命保険の募集に関する業務	(9)　生命保険の募集に関する業務
（新設）	(10)　酒類の仕入れおよび販売
（新設）	(11)　食品の製造、加工および販売
（新設）	(12)　インターネット等を利用した通信販売
(10)　前記各号に付帯する一切の業務	(13)　前記各号に付帯する一切の業務

第３号議案　取締役３名選任の件

取締役鵜飼正紀、峰尾亨の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を１名増員し、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	鵜飼 正紀（うかい まさき） （昭和38年３月15日生）	昭和60年４月　フランス料理店トントン・コリーヌ入社 昭和61年７月　当社入社 昭和63年４月　当社うかい竹亭支配人 平成 元 年11月　当社取締役 平成 ２ 年５月　㈱コレクト代表取締役社長 平成 ２ 年８月　当社取締役うかい竹亭店長 平成 ５ 年10月　当社取締役営業統括 平成 ９ 年11月　㈱河口湖うかい取締役 平成14年３月　当社取締役社長室長 平成18年３月　当社取締役副社長 平成20年１月　うかい商事㈱代表取締役（現任） 平成21年７月　当社顧問 平成25年６月　当社取締役会長（現任）	550,000株
2	峰尾 亨（みねお とおる） （昭和31年５月17日生）	昭和51年６月　㈱うかい鳥山（現当社）入社 平成 ８ 年５月　当社八王子うかい亭店長 平成14年６月　当社河口湖オルゴールの森館長 平成15年９月　当社銀座うかい亭店長 平成17年６月　当社洋食事業統括部長 平成17年11月　当社執行役員洋食事業部長 平成18年２月　当社取締役 平成18年３月　当社常務取締役 平成20年３月　当社常務取締役営業推進室長 平成21年12月　当社常務取締役経営企画室長 平成22年５月　㈱河口湖うかい取締役 平成24年11月　当社常務取締役 平成26年５月　当社常務取締役管理本部長（現任）	3,680株
※3	吉田 光男（よしだ みつお） （昭和23年11月13日生）	昭和47年４月　サントリー㈱（現サントリーホールディングス㈱）入社 平成 ３ 年４月　同社国際部部長 平成13年３月　同社取締役 平成15年３月　同社取締役財経本部長 平成17年３月　サントリーフーズ㈱取締役副社長兼サントリー㈱顧問 平成18年３月　㈱ティップネス代表取締役社長 平成21年３月　サントリービア＆スピリッツ㈱常勤監査役	―

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者のうち、当社との間に特別な利害関係を有している者は、次のとおりであります。
鵜飼正紀氏は、当社の主要株主に該当いたします。
3. 吉田光男氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 吉田光男氏は、㈱ティップネスの代表取締役社長を務め、長年にわたり経営の第一線に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
5. 吉田光男氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
6. 吉田光男氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
7. 吉田光男氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 吉田光男氏が社外取締役に選任された場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額で締結する予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役久保田勇一、鎌田稔、西牧良悦の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	久保田（くぼた）　勇一（ゆういち） （昭和20年２月19日生）	昭和38年３月　大中証券㈱入社 昭和42年２月　㈱アラスカ入社 昭和48年８月　㈱うかい鳥山（現当社）入社 昭和52年９月　当社八王子うかい亭料理長 昭和58年11月　当社八王子うかい亭店長 平成４年６月　当社横浜うかい亭店長 平成15年３月　当社洋食事業統括部長兼八王子うかい亭店長 平成17年３月　当社内部監査役 平成22年12月　当社内部監査室長 平成23年６月　当社常勤監査役（現任）	―
2	鎌田（かまだ）　稔（みのる） （昭和20年２月22日生）	昭和38年４月　㈱寿屋（現サントリーホールディングス㈱）入社 平成３年６月　㈱ダイナック出向　取締役財務経理情報システム部長 平成５年３月　サントリー㈱営業推進部課長 平成14年３月　㈱ダイナック取締役財務経理情報部長 平成16年12月　同社常務取締役管理本部長 平成20年６月　当社常勤監査役 平成23年６月　当社監査役（現任）	―
3	西牧（にしまき）　良悦（りょうえつ） （昭和21年７月23日生）	昭和50年７月　東京国税局査察部査察官 平成９年７月　船橋税務署副署長 平成14年７月　東京国税局実査官（NPO） 平成15年７月　東京国税局資料調査課長 平成16年７月　東京上野税務署長 平成18年９月　税理士登録 平成19年４月　拓殖大学非常勤講師 平成20年６月　当社監査役（現任） 平成23年６月　㈱昭和システムエンジニアリング　社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱昭和システムエンジニアリング　社外監査役	―

（注）1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鎌田稔氏及び西牧良悦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鎌田稔氏は、他社で長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験があり、その経験と見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、鎌田稔氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
4. 西牧良悦氏は、長年にわたり税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、西牧良悦氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。
5. 鎌田稔氏及び西牧良悦氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
6. 鎌田稔氏及び西牧良悦氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
7. 鎌田稔氏及び西牧良悦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
8. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。鎌田稔氏及び西牧良悦氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を更新する予定であります。

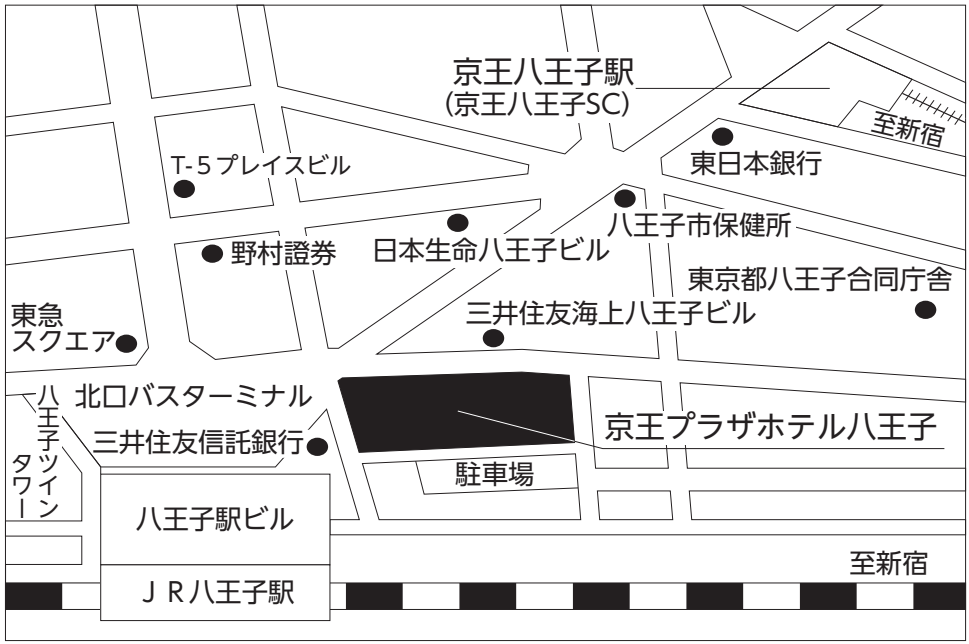
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株式会社うかい　株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子　５階「翔王」
東京都八王子市旭町14番１号
TEL　042（656）3111



●交通のご案内
　JR八王子駅北口、京王八王子駅中央口より徒歩３分
※駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用
　くださいますようお願いいたします。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。